

平成 21 年 4 月

各 位

大阪府内建築行政連絡協議会

大阪府内の特定行政庁（箕面市除く）における確認申請等手数料の改定のお知らせ

「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律」の施行（H19.6.20）に伴い、新たに定められた「確認審査等に関する指針」に基づく厳格な審査・検査が必要となり、それに伴う事務量が増加したため、受益者負担という観点から、大阪府内の特定行政庁（箕面市除く）における建築確認・検査等申請手数料を下記のとおり改訂いたしますのでお知らせします。

記

1. 改定を行う手数料
  - ・ 建築確認申請（計画通知含む）、中間検査（計画通知含む）、完了検査（計画通知含む）
    - いずれも建築物（構造計算適合性判定料除く）、工作物、昇降機（準用含む）、小荷物昇降機を対象
  - ・ 全体計画認定
  
2. 改定額 （別添参照）
  
3. 施行日  
平成 21 年 7 月 1 日
  
4. 問い合わせ先  
各特定行政庁窓口にお問い合わせください。